

第1回美里町立小学校適正規模等検討委員会次第

日 時：令和2年7月10日（金）
午後2時30分～

会 場：美里町コミュニティセンター 2階大ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状の交付

4 自己紹介

5 委員長及び副委員長の選出について

6 諮 問

7 議 事

(1) 美里町立小学校適正規模等検討委員会について

(2) 現在の美里町の児童生徒数及び学級数の状況と将来の見通しについて

(3) 今後のスケジュールについて

(4) その他

○次回

第2回美里町立小学校適正規模等検討委員会

日程 … 令和2年 月 日（ ） 午前・午後 時 分～

会場 …

8 連絡事項

9 閉 会

令和2年度美里町立小学校適正規模等検討委員会 委員名簿

(R2.7.1～) 順不同、敬称略

No.	要綱第3条第2項各号の規定	所 属 ・ 役 職		氏 名	備 考
1	(1) 学識を有する者	東京福祉大学	特任教授	松 本 浩	
2	(2) 各小学校校長	松久小学校	校長	茂 木 智 孝	
3	(2) 各小学校校長	東児玉小学校	校長	山 崎 香 苗	
4	(2) 各小学校校長	大沢小学校	校長	関 口 典 夫	
5	(3) 区長代表	広木区長		鈴 木 峯 一	
6	(3) 区長代表	根木区長		橋 本 英 和	
7	(3) 区長代表	湯栢区長		関 口 勝 己	
8	(4) 各小学校PTA代表	松久小学校PTA	会長	丸 山 耕 一	
9	(4) 各小学校PTA代表	東児玉小学校PTA	会長	中 沢 一 剛	
10	(4) 各小学校PTA代表	大沢小学校PTA	会長	清 水 奈 津 子	
11	(5) その他教育委員会が必要と認める者	主任児童委員		小 林 健 治	
12	(5) その他教育委員会が必要と認める者	元教育委員		堀 内 晴 美	

		美里町教育委員会教育長		南 幹 生	
		美里町教育委員会事務局	事務局長	丸 山 陽 一	
		〃	主席指導主事	門 倉 正 人	
		〃	指導主事兼係長	下 田 裕 美	
		〃	主査	中 山 裕 紀	

美教委第265号

令和2年7月10日

美里町立小学校適正規模等

検討委員会委員長 様

美里町教育委員会

教育長 南 幹生



諮 問 書

美里町立小学校の将来におけるより良い教育環境と充実した学校教育実現のための適正な規模、配置等を検討するため、美里町立小学校適正規模等検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について、貴委員会に諮問します。

記

諮問事項

- (1) 小学校の適正規模に関すること。
- (2) 小学校の適正配置に関すること。

美里町立小学校適正規模等検討委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 美里町立小学校の将来におけるより良い教育環境と充実した学校教育実現のための適正な規模、配置等を検討するため、美里町立小学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、答申する。

- (1) 小学校の適正規模に関すること。
- (2) 小学校の適正配置に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識を有する者
- (2) 各小学校校長
- (3) 区長代表
- (4) 各小学校PTA代表
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、その検討委員会の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

学年別学級別児童・生徒数

令和2年度

令和2年5月1日 現在

小学校

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
松久小学校	1組	27	26	31	28	29	28	169
	2組							
	特別支援	0	0	3	1	0	2	6
	計	27	26	34	29	29	30	175
	内訳	男	15	18	16	14	14	14
	女	12	8	18	15	15	16	84
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
東児玉小学校	1組	22	19	37	37	22	24	161
	2組	21	18			23	24	86
	特別支援	1	2	3	1	1	0	8
	計	44	39	40	38	46	48	255
	内訳	男	23	18	15	18	23	22
	女	21	21	25	20	23	26	136
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
大沢小学校	1組	13	19	13	9	12	17	83
	2組							
	特別支援	0	2	2	0	0	1	5
	計	13	21	15	9	12	18	88
	内訳	男	8	10	7	7	6	9
	女	5	11	8	2	6	9	41
児童数合計		84	86	89	76	87	96	518

中学校

		1学年	2学年	3学年	計
美里中学校	1組	31	28	33	92
	2組	31	28	35	94
	3組	31	27		58
	特別支援	0	2	3	5
	計	93	85	71	249
内訳	男	50	43	39	132
	女	43	42	32	117

児童生徒数 合計	767
男子	389
女子	378

1. 推計の条件

- 推計年度 ～2045 年まで 1 年度ごと
- 年齢別 1 年齢ごと
- 地区別 23 行政区別・3 小学校区別

東児玉小学校区		松久小学校区		大沢小学校区	
1	根木	10	広木	16	湯栢
2	関	11	駒衣	17	野中
3	南阿那志	12	木部	18	小栗
4	北阿那志	13	古郡	19	猪俣
5	小茂田	14	甘粕	20	湯本
6	下児玉	15	中里	21	大仏
7	北十条			22	白石
8	南十条			23	円良田
9	沼上				

2. 使用データ

- 平成 23 年～平成 30 年（各年 4 月 1 日現在）の地区別・年齢別人口。

3. 推計方法

推計の方法は、下図に示すとおりです。

A : 「2. 使用データ」に基づいています。

B : 「A : 地区別・年齢別人口」より、2011年（平成23年）から2018年（平成30年）の各年における「15歳以上49歳以下の女子人口に対する0歳人口の割合」を算出し、平均値を採用しています。

C : 「A : 地区別・年齢別人口」より、回帰式により「15歳以上49歳以下の将来女子人口」を推計しています。

D : BにCを乗じて0歳人口を推計しています。

E : 0歳は1歳、1歳は2歳、2歳は3歳と、1歳階級で各年移動するコーホートにより2045年まで推計しています。

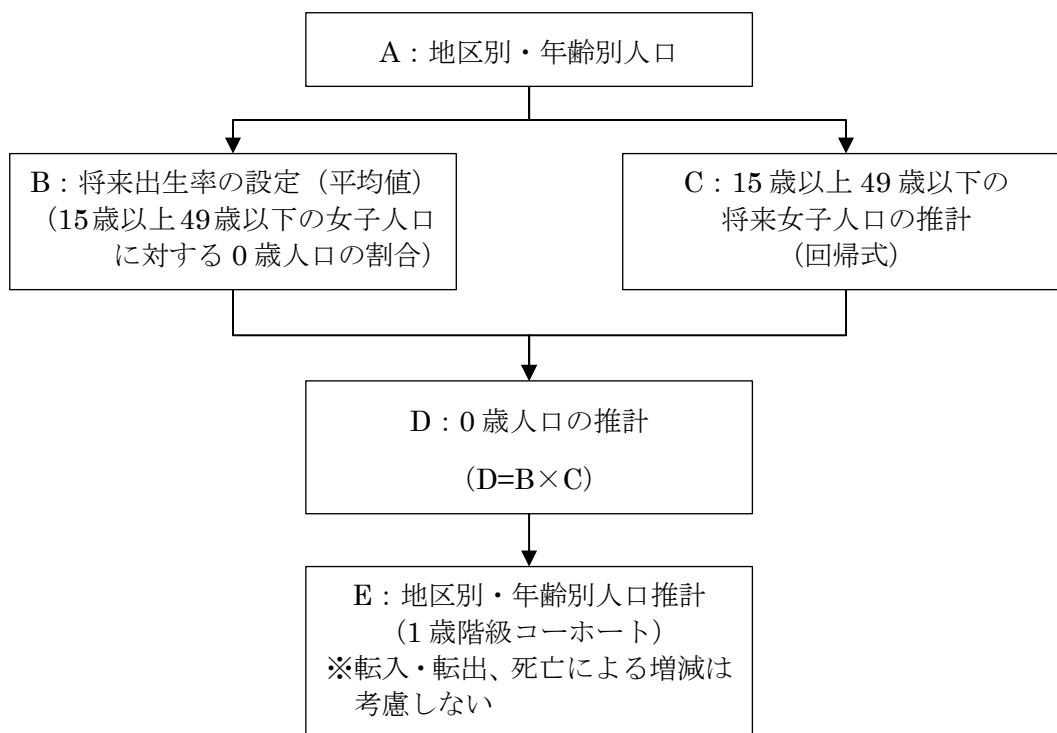
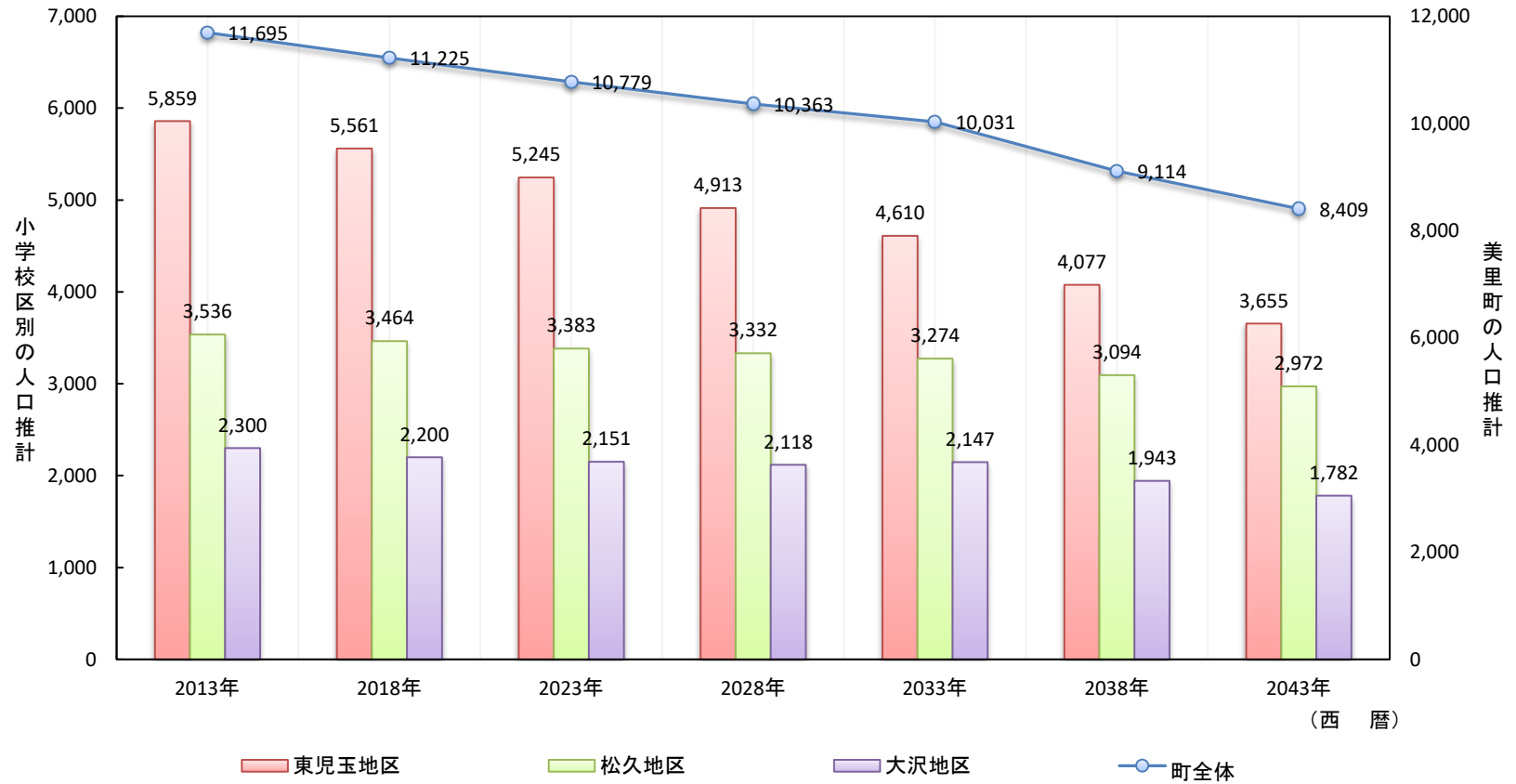
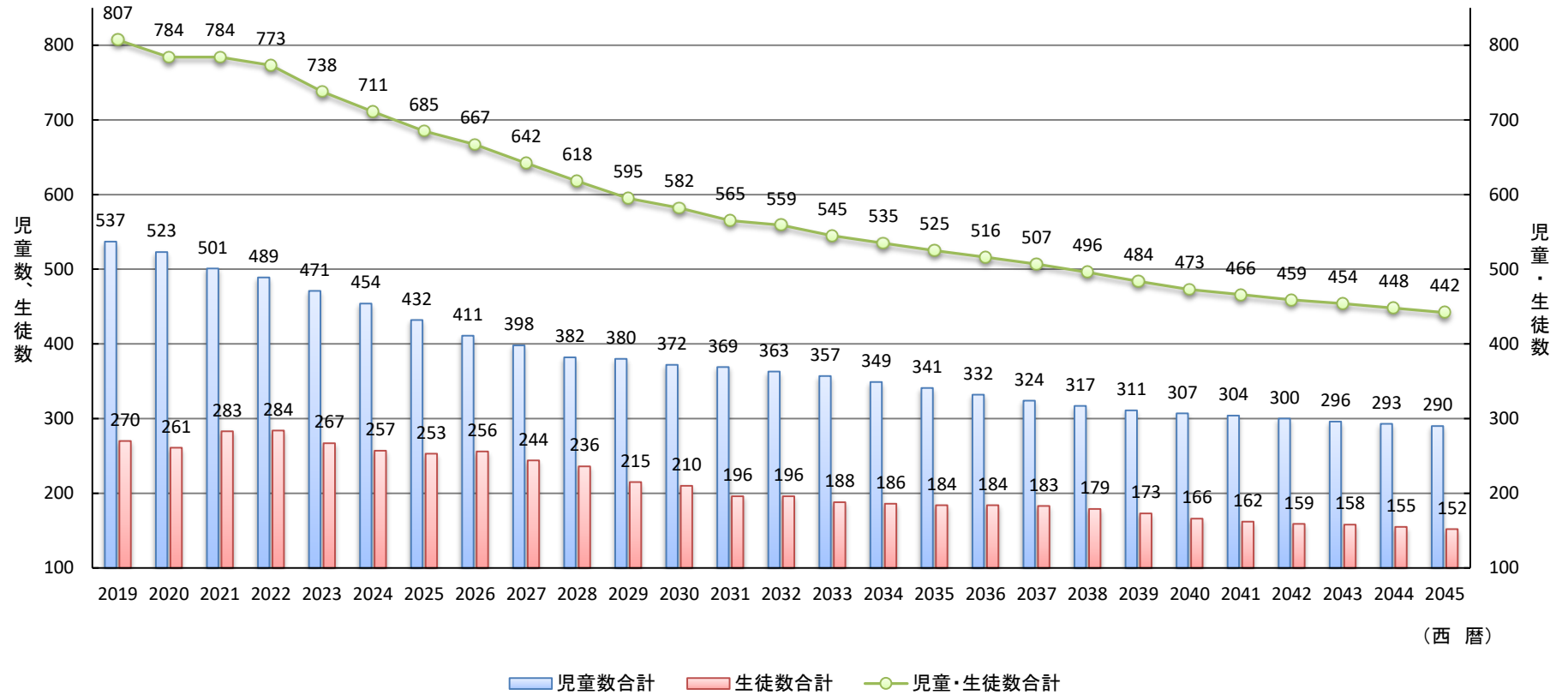


図 地区別・年齢別人口推計の方法

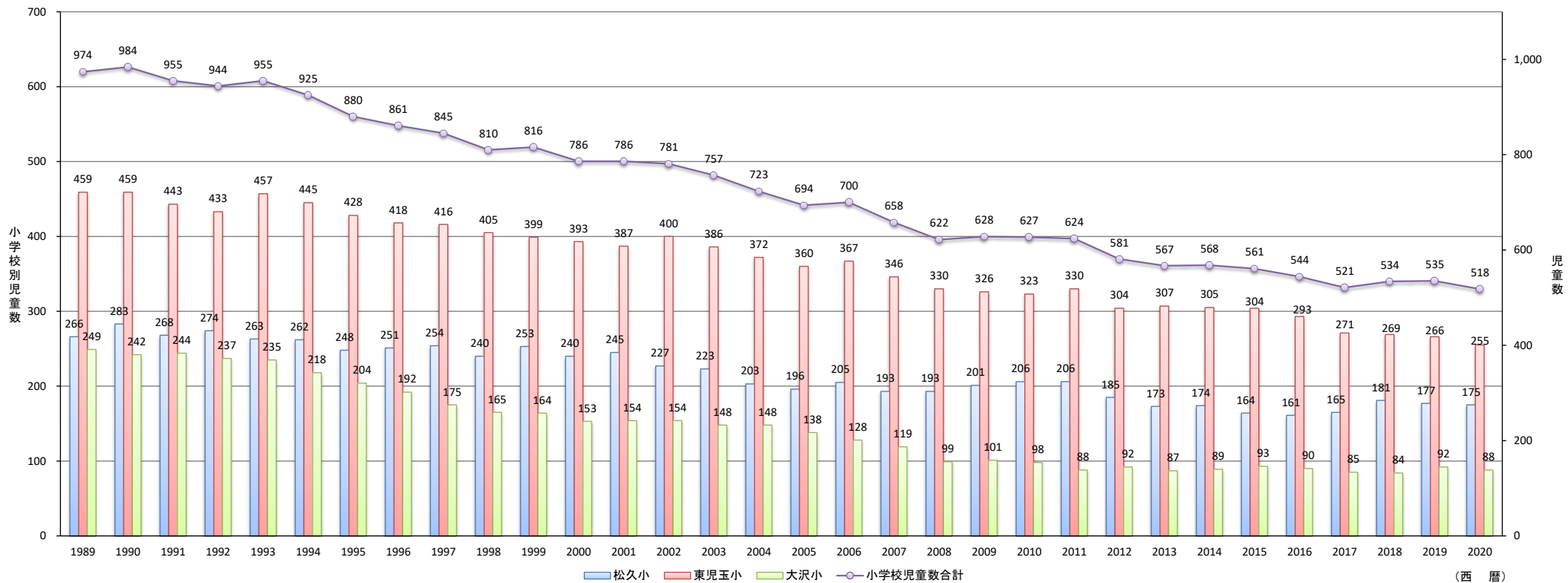
美里町の将来における人口推計



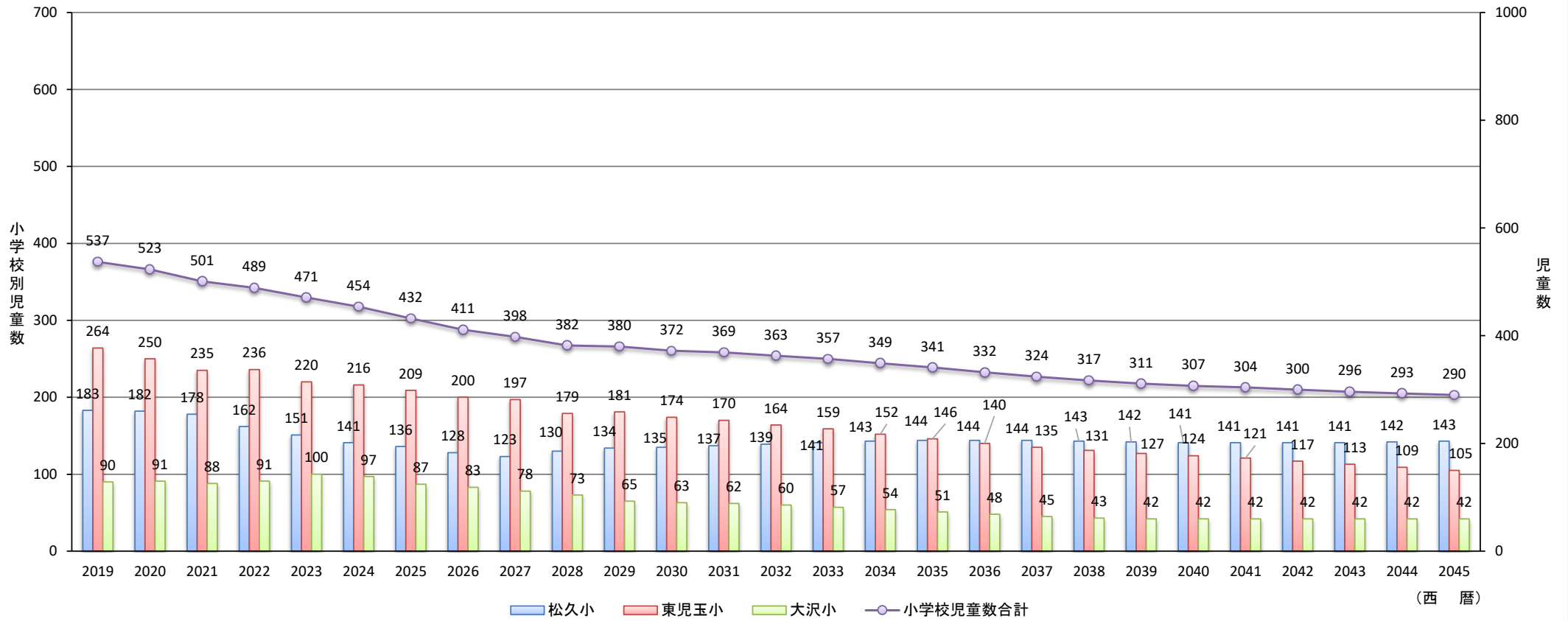
美里町の将来における児童・生徒数推計



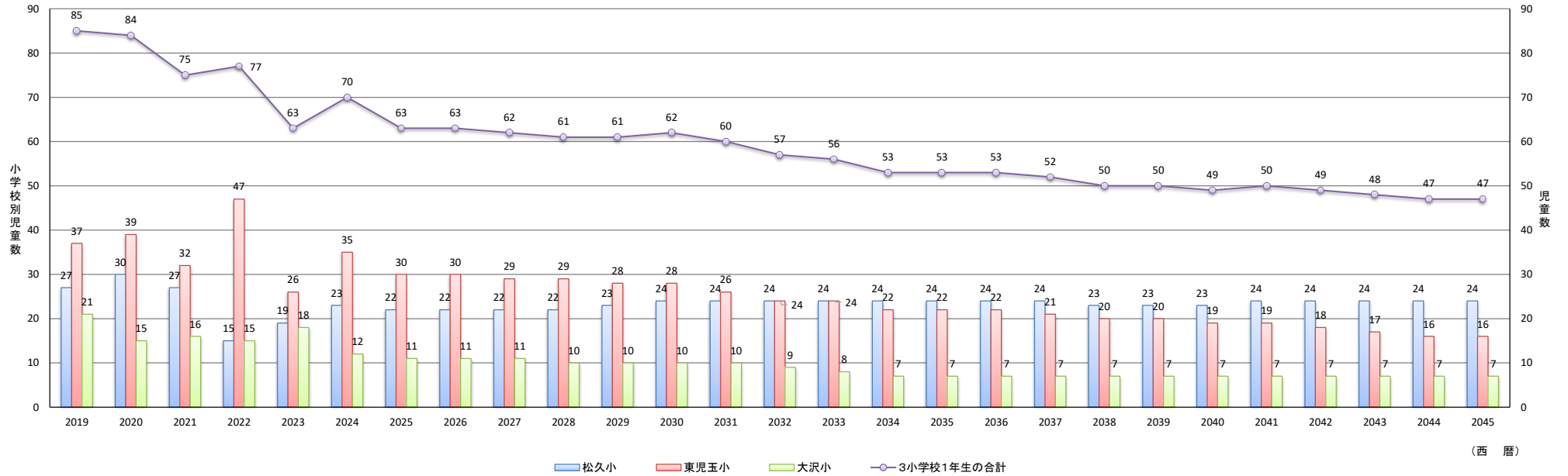
美里町の「過去」における小学校児童数の推移



美里町の「将来」における小学校児童数の推計



美里町の将来における小学1年生児童数の推計



学級編制

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律」第3条に規定されている、1学級の児童生徒数（40人）を基準とし、各都道府県教育委員会が定めることとされています。

学級編制基準

項目	小学校		中学校
	第1学年	第2学年 ～6学年	全学年
単式	35人	40人	40人
複式	8人	16人	8人
特別支援学級	8人		

埼玉県学級編制の特例

項目	小学校			中学校	
	第1学年	第2学年	第3学年 ～6学年	第1学年	第2学年 ～3学年
単式	35人	35人	40人	38人	40人
複式	8人		16人	8人	
特別支援学級	8人				

学校規模

学校の規模に関しては、学校教育法施行規則で標準的な学級数を定めており、小学校12～18学級（1学年2～3学級）、中学校12～18学級（1学年4～6学級）と規定されています。（特別支援学級の学級数を除く）

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項の第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- （2）通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～30	31～
松久小学校		6			
東児玉小学校		10			
大沢小学校		6			

学級数による学校規模の分類

（公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引きから引用）

※複式校（極小規模校）

- ・小学校：2個学年を合わせて16人以下の複式学級で構成される3学級以下の学校
- ・中学校：2個学年を合わせて8人以下の学級と他の学年を合わせて2学級以下の学校

※小中併置校

- ・小学校と中学校が1人の校長のもとに同一校舎で教育活動が行われる。

学校基本調査（令和元年5月）埼玉県小学校、学級数別学校数（公立）

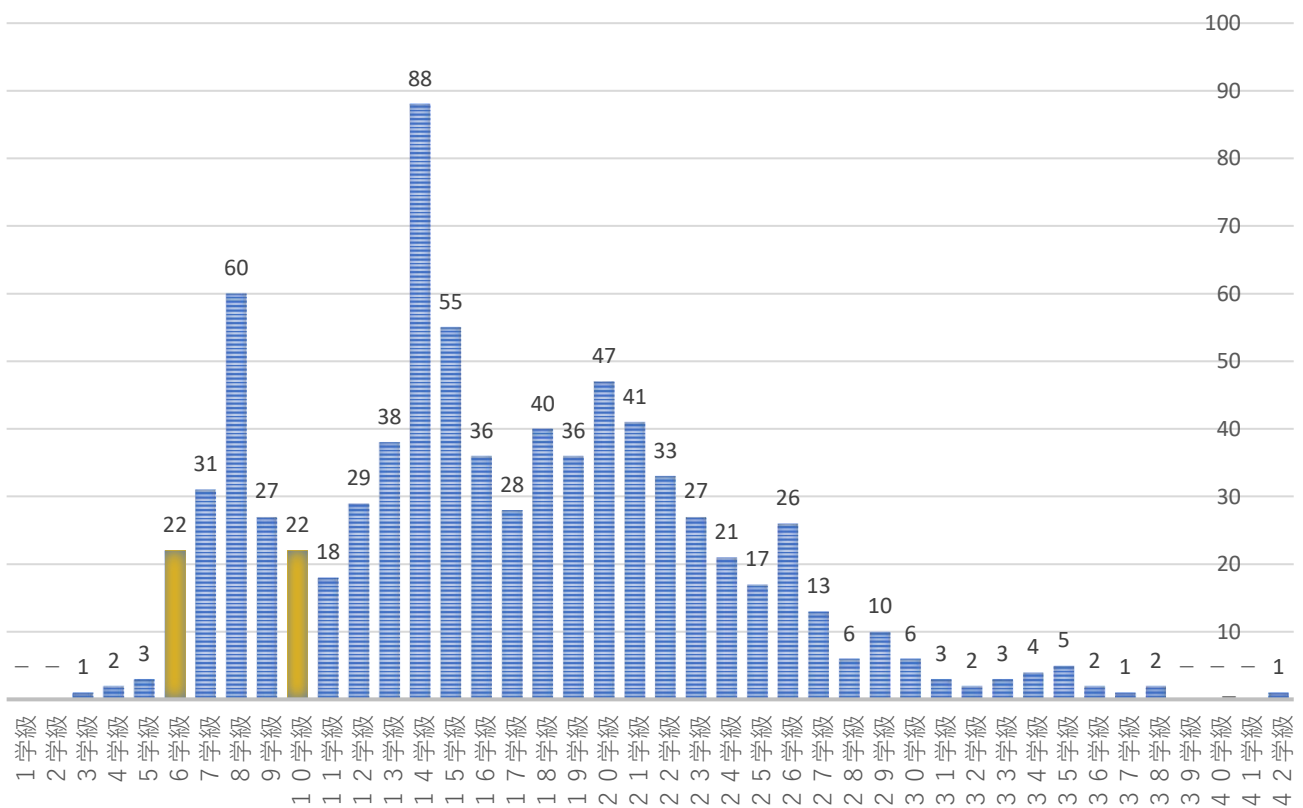
区分	本校	区分	本校	区分	本校
計	808	1 4学級	88	2 9学級	10
0学級	2	1 5学級	55	3 0学級	6
1学級	—	1 6学級	36	3 1学級	3
2学級	—	1 7学級	28	3 2学級	2
3学級	1	1 8学級	40	3 3学級	3
4学級	2	1 9学級	36	3 4学級	4
5学級	3	2 0学級	47	3 5学級	5
6学級	22	2 1学級	41	3 6学級	2
7学級	31	2 2学級	33	3 7学級	1
8学級	60	2 3学級	27	3 8学級	2
9学級	27	2 4学級	21	3 9学級	—
1 0学級	22	2 5学級	17	4 0学級	—
1 1学級	18	2 6学級	26	4 1学級	—
1 2学級	29	2 7学級	13	4 2学級	1
1 3学級	38	2 8学級	6	4 3学級以上	—

小学校 学校規模別集計

学級数	校数	割合
1～11	186	23.1%
12～18	314	39.0%
19～43	306	38.0%
全体	806	100.0%

過少・小規模
適正規模
過大・大規模

埼玉県小学校、学級数別学校数（公立）



小学校の教科・領域と授業数の変遷

平成23年4月完全実施

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	306	315	245	245	175	175
社会			70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科			90	105	105	105
生活	102	105				
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭					60	55
体育	102	105	105	105	90	90
道徳	34	35	35	35	35	35
外国語活動					35	35
総合的な学習の時間			70	70	70	70
特別活動	34	35	35	35	35	35
総授業時数	850	910	945	980	980	980
週時数	25	26	27	28	28	28

令和2年4月完全実施

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
国語	306	315	245	245	175	175
社会			70	90	100	105
算数	136	175	175	175	175	175
理科			90	105	105	105
生活	102	105				
音楽	68	70	60	60	50	50
図画工作	68	70	60	60	50	50
家庭					60	55
体育	102	105	105	105	90	90
外国語					70	70
特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
外国語活動			35	35		
総合的な学習の時間			70	70	70	70
特別活動	34	35	35	35	35	35
総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015
週時数	25	26	28	29	29	29

埼玉県市町村立小・中学校教職員配当基準表

小 学 校				中 学 校			
学級数	校長・教員	養護教員	事務職員	学級数	校長・教員 (特別支援 学級を除く)	養護教員	事務職員
1	3			1	5		
2	4			2	8		
3	6	1		3	9	1	
4	7	1	1	4	10	1	1
5	8	1	1	5	11	1	1
6	9	1	1	6	12	1	1
7	10	1	1	7	14	1	1
8	11	1	1	8	15	1	1
9	12	1	1	9	17	1	1
10	13	1	1	10	18	1	1
11	15	1	1	11	19	1	1
12	16	1	1	12	20	1	1
13	17	1	1	13	22	1	1
14	18	1	1	14	23	1	1
15	19	1	1	15	24	1	1
16	20	1	1	16	26	1	1
17	21	1	1	17	27	1	1
18	22	1	1	18	29	1	1
19	23	1	1	19	31	1	1
20	24	1	1	20	32	1	1
21	25	1	1	21	34	1	2
22	26	1	1	22	35	1	2
23	27	1	1	23	37	1	2
24	29	1	1	24	38	1	2
25	30	1	1	25	39	1	2
26	31	1	1	26	41	1	2
27	32	1	2	27	42	1	2
28	33	1	2	28	43	1	2
29	34	1	2	29	45	1	2
30	35	1	2	30	47	1	2
31	36	1	2	31	48	1	2
32	37	1	2	32	50	1	2
33	38	1	2	33	51	1	2
34	39	1	2	34	52	1	2
35	40	1	2	35	54	1	2
36	42	1	2	特別支援 学級数	教 員		
37	43	1	2			1	1
38	44	1	2			2	3
39	45	1	2			3	4
40	47	1	2			4	6
41	48	1	2			5	7
42	49	1	2	6	9		
43	50	1	2				

養護教員については、小学校が児童数851人以上の場合、中学校が生徒数801人以上の場合、複数配置とする。

なお、学校の実態を考慮し特に必要が認められる場合、複数配置を行うものとする。

美里町立小学校適正規模等検討委員会スケジュール（目安）

令和2年7月10日現在

	開催日	審議事項
第1回	令和2年7月10日	<ul style="list-style-type: none">・ 委員会の設置目的、検討事項等について・ 今後のスケジュールについて
第2回	令和2年9月上旬	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校適正規模・適正配置の概要について・ 美里町立小学校の施設状況等について
第3回	令和2年10月中旬	<ul style="list-style-type: none">・ ○○小学校（私立）の視察について・ ○○小学校（近隣公立で近年建設）の視察について
第4回	令和2年11月下旬	<ul style="list-style-type: none">・ 通学区域の視察について・ 美里町立小学校の視察について
第5回	令和3年1月中旬	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校の適正規模・適正配置等について
第6回	令和3年2月下旬	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校の適正規模・適正配置等について
第7回	令和3年5月上旬	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校の適正規模・適正配置等について
第8回	令和3年6月中旬	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校の適正規模・適正配置等について
第9回	令和3年7月下旬	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校の適正規模・適正配置等について
第10回	令和3年9月中旬	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校の適正規模・適正配置等について
第11回	令和3年10月下旬	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校の適正規模・適正配置等について
第12回	令和3年12月上旬	<ul style="list-style-type: none">・ 小学校の適正規模・適正配置等について